

3-5. 新たな業務・事務のための個人情報利用・提供

1) 既存の利用目的の範囲内での利用・提供【原則】

2) 他の法令に基づく利用目的以外の目的の利用・提供

- 行政機関の長等は、**「法令に基づく場合」を除き**、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。（法第69条第1項）

3) 利用目的の変更による利用・提供

恒常的な利用・提供

- 行政機関等が個人情報の利用目的を変更する場合には、**変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲**を超えてはならない。（法第61条第3項）

4) 例外措置としての利用目的以外の目的の利用・提供

臨時的な利用・提供

- 行政機関の長等は、次のいずれかに該当すると認めるときは、**利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる**。ただし、これらに該当する場合であっても、**本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、又は提供することができない**。（法第69条第2項）
 - ① **本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき**（同項第1号）
 - ② **行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合**であつて、当該保有個人情報を利用することについて**相当の理由**があるとき（同項第2号）
 - ③ **他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合**において、**提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し**、かつ、当該個人情報を利用することについて**相当の理由**があるとき（同項第3号）
 - ④ ①から③までに記載する場合のほか、**専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき**、その他保有個人情報を提供することについて**特別の理由**があるとき（同項第4号）

改正法と条例の比較

○下記のとおり、両者の示す内容は合致している

内容	改正法	条例
本人同意	同意があるとき	同意があるとき
法令	法令に基づくとき	法令に基づくとき
内部利用	事務に必要な限度で内部で利用する場合で相当な理由があるとき	事務に必要な限度で内部で利用する場合で相当な理由があるとき
国・自治体への提供	提供を受ける行政機関等が事務に必要な限度で利用する場合で相当な理由があるとき	事務に必要な限度で行政機関等に提供する場合で相当な理由があるとき
本人の利益 その他公益の考慮	提供が明らかに本人の利益になるとき 統計、学術研究のために提供するとき その他特別の理由 があるとき	生命、財産等の保護のため緊急のとき 審査会の意見を聴いて、適正な行政執行のため又は公益上必要があると認めるとき

「特別の理由」の具体例（事務対応ガイドp.106）

- ①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること
- ②提供を受ける側が自ら個人情報を取得することが著しく困難であること
- ③提供を受ける側の事務が緊急を要すること
- ④個人情報の提供を受けなければ事務の目的を達成することが困難であること 等